



# 島根県報

平成28年 8 月 26日 (金)

第 2,830 号

(毎週火・金曜日発行)

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

## 目 次

### 【告 示】

島根県個人情報保護条例第22条第 1 項の規定による個人情報の一部改正	(総 務 課)	2
平成28年 9 月定例県議会の招集	(財 政 課)	2
土地改良区の定款変更の認可	(農 村 整 備 課)	2
保安林予定森林	(森 林 整 備 課)	2

### 【公 告】

島根県統一端末基盤構築及び運用保守業務に係る提案競技の実施	(情 報 政 策 課)	3
特定非営利活動法人の設立の認証申請に係る書類の縦覧	(環 境 生 活 総 務 課)	6
平成28年度前期技能検定 3 級の合格者	(雇 用 政 策 課)	7
公共測量の実施	(技 術 管 理 課)	7

### 【正 誤】

平成28年 8 月 12日付け島根県報第2,826号中	(農 業 経 営 課)	8
-----------------------------	-------------	---

---

**告 示**

---

**島根県告示第546号**

島根県個人情報保護条例第22条第1項の規定による個人情報（平成14年島根県告示第798号）の一部を次のように改正し、平成28年9月1日から施行する。

平成28年8月26日

島根県知事 溝 口 善兵衛

表の島根県立高等学校入学者選抜学力検査の項中「定時制第2次募集合格発表の翌日」を「第2次募集合格発表の日の翌月1日」に、「第1志望先高等学校」を「一般選抜における志願先高等学校」に改める。

---

**島根県告示第547号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第101条第1項の規定により、平成28年9月8日定例県議会を松江市に招集するので、同条第7項の規定により告示する。

平成28年8月26日

島根県知事 溝 口 善兵衛

---

**島根県告示第548号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、奥出雲町土地改良区の定款変更を平成28年8月19日付で認可したので、同条第3項の規定により告示する。

平成28年8月26日

島根県知事 溝 口 善兵衛

---

**島根県告示第549号**

次の森林を保安林予定森林としたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成28年8月26日

島根県知事 溝 口 善兵衛

**1 保安林予定森林の所在場所**

出雲市大社町遙堪字谷山1197-16、2007、2042-2、2043-1、2043-2、2044-1、2044-2、2049-11

**2 指定の目的**

土砂の崩壊の防備

**3 指定施業要件****(1) 立木の伐採の方法**

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

**(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。**

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び出雲市役所に備え置いて縦覧に供する。）

---

## 公 告

島根県統一端末基盤構築及び運用保守業務の調達に係る事業予定者を決定するため、次により提案競技を実施する。

平成28年 8 月26日

島根県知事 溝 口 善兵衛

### 1 提案競技に付する事項

#### (1) 名称

島根県統一端末基盤構築及び運用保守業務の調達

#### (2) 仕様

島根県統一端末基盤構築及び運用保守業務に係る提案競技要求仕様書による。

#### (3) 期間

ア 島根県統一端末基盤構築業務

契約の日から平成29年 9 月30日まで

イ 島根県統一端末基盤運用保守業務

平成29年10月 1 日から平成34年 9 月30日まで

#### (4) 提案価格の上限額

1,288,362千円（消費税及び地方消費税を除く。）

### 2 提案競技参加資格に関する事項

提案競技に参加する者は、単独企業にあっては次の(1)に掲げる要件の全てを、共同企業体にあっては次の(2)に掲げる要件の全てを満たし、知事の参加資格の確認を受けたものであること。

#### (1) 単独企業の資格要件

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の 4 の規定に該当しない者であること。

イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第77号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第 2 号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を経営に関与させているものでないこと。

ウ 島根県税（個人の県民税及び地方消費税を除く。）について未納の徴収金（納期限が到来していないものを除く。）がない者であること。

エ 消費税及び地方消費税について未納の税額（納期限が到来していないものを除く。）がない者であること。

オ 島根県が実施する入札について指名停止の措置を受け、提出書類の提出期限日においてその措置の期間が満了していない者でないこと。

カ 島根県物品調達及び庁舎管理等に係る暴力団排除措置要綱（平成23年島根県告示第454号）に基づき、入札等排除措置対象者に指定され、当該状態が継続中の者でないこと。

キ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（これらの法律に基づき更生手続又は再生手続開始の申立てがなされている者であっても、手続開始の決定後、島根県が別に定める手続に基づき入札参加資格の受付がなされている者は除く。）でないこと。

ク この提案競技に参加する共同企業体の構成員でないこと。

#### (2) 共同企業体の資格要件

ア 共同企業体を構成する企業間で、次の内容を規定した協定が結ばれていること。

##### (7) 目的

- (イ) 企業体の名称
- (ウ) 構成員の住所及び名称
- (エ) 代表者の名称
- (オ) 代表者の権限
- (カ) 構成員の出資の割合
- (キ) 構成員の責任
- (ク) 取引金融機関
- (ケ) 決算
- (コ) 利益金の配当の割合
- (サ) 欠損金の負担の割合
- (シ) 業務履行中における構成員の脱退に対する措置
- (ス) 業務履行中における構成員の破産又は解散に対する措置
- (セ) 解散後の瑕疵担保責任
- (ソ) その他必要な事項

イ 共同企業体の代表者は、出資比率が最大の構成員であること。

ウ 構成員の全てが(1)のアからキまでに該当すること。

エ 構成員は、この提案競技に参加する他の共同企業体の構成員でないこと。

### 3 提案競技説明書の配布期間及び配布場所

#### (1) 配布期間

平成28年8月26日（金）から9月5日（月）まで（閉庁日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までの間を除く。）

#### (2) 配布場所

松江市殿町1番地（島根県庁本庁舎4階） 島根県地域振興部情報政策課システム企画グループ

#### (3) 配布手続

配布場所に設置する提案競技説明書受領者受付簿に記載し、守秘義務の遵守に関する誓約書を提出した者に無償で1部を配布する。

### 4 提出書類の種類及び部数

提案競技に参加しようとする者は、次に掲げる全ての書類を提出すること。ただし、必要がある場合は、補足資料の提出を求めることがある。

#### (1) 提案競技参加資格確認申請書 1部

#### (2) 会社概要書又は経歴書 1部（共同企業体の場合は、構成員全てについて各1部）

#### (3) 法人の登記事項証明書又は身分証明書 1部（共同企業体の場合は、構成員全てについて各1部。物品の売買、借入れ等に係る入札参加資格審査要綱（昭和45年島根県告示第4号）第4条の規定により入札参加資格の認定を受けている者（以下「登録業者」という。）については、写しの提出で可とする。）

#### (4) 島根県税に係る納税証明書 1部（共同企業体の場合は、構成員全てについて各1部。登録業者は、提出を要しない。）

#### (5) 消費税及び地方消費税に係る納税証明書 1部（共同企業体の場合は、構成員全てについて各1部。登録業者は、提出を要しない。）

#### (6) 協定書の写し 1部（共同企業体の場合のみ）

#### (7) 提案書提出書 1部

#### (8) 提案書 7部

#### (9) 見積書 1部

## 5 書類の提出方法、提出期限及び提出先

## (1) 提出方法

郵送又は持参による。

## (2) 提出期限

ア 4の(1)から(6)までの書類については、平成28年9月20日(火)午後3時まで(郵送の場合は書留とし、同日午後3時までに必着のこと。)

イ 4の(7)から(9)までの書類については、平成28年10月6日(木)午後3時まで(郵送の場合は書留とし、同日午後3時までに必着のこと。)

## (3) 提出先

郵便番号 690-8501

松江市殿町1番地 島根県地域振興部情報政策課システム企画グループ

電話 0852-22-6338 ファックス 0852-22-5969

電子メール infosys@pref.shimane.lg.jp

## 6 提案競技説明会

提案競技説明会は、行わない。

## 7 提案競技に係る質問書について

(1) 質問は、期限までに文書により提出すること(ファックス又は電子メールによる質問書の送付も可とする。)

(2) 質問提出期限は、平成28年9月5日(月)午後5時までとする。

## (3) 提出先

5の(3)に同じ。

(4) 質問に対する回答は、平成28年9月15日(木)までに、提案競技説明書受領者全員に対しファックス又は電子メールにより通知する。

## 8 提案競技参加資格確認審査結果の通知

提案競技参加資格確認申請者に対し、平成28年9月26日(月)までに、郵送にて通知する。

## 9 選定方法

(1) 島根県統一端末基盤構築及び運用保守業務に係る提案競技審査委員会(以下「審査委員会」という。)において、厳正な審査を行い事業予定者を選定する。

(2) 提出書類により参加資格等を審査した後、提案書について必要に応じヒアリングを行う。

(3) 評価及び得点の付与方法は、あらかじめ設定した評価基準に基づき、各評価項目の得点を加算する方法により合計得点を算出する。

(4) ヒアリングの日程等については、提案競技の参加者に別途通知する。

(5) 審査は、次の方法で行う。

ア 仕様書に記載してある要求要件が満たされていることを確認する。

イ 提案書に記載された提案内容を別に定める評価基準に基づき評価する。

(6) 審査委員会による選定の結果については、提案競技参加者に別途通知する。

(7) 審査経過については、公表しない。また、選定の結果に対しての異議申立ては、受け付けない。

## 10 提案の無効に関する事項

次のいずれかに該当するときは、その者の提案は、無効とする。

(1) 参加する資格のない者が提案したとき。

(2) 所定の日時及び場所に書類を提出しないとき。

(3) 事実と反する申請又は提案に関する不正行為があったとき。

(4) 提案者が、当該提案競技に対して2以上の提案をしたとき。

- (5) 提案者が、他人の提案の代理をしたとき。
- (6) あらかじめ指示した事項に違反したとき、及び提案者に求められる義務を履行しなかったとき。

## 11 契約

## (1) 契約相手方

審査委員会が選定した者（以下「契約予定者」という。）と地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条第1項第1号により随意契約とする。

## (2) 契約金額

契約予定者から見積書を徴取し、予定価格の範囲内において決定する。

## (3) 前金払

前金払は、行わない。

## (4) 契約保証金

島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）第69条第1項の規定により契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、同規則第69条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

## (5) その他の契約事項

契約予定者と協議の上定める。

## 12 その他の留意事項

- (1) 提出期限後の問合せ、書類の追加及び修正には、原則として応じない。
- (2) 提案競技及び契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (3) 提出書類の著作権は、提案者に帰属する。
- (4) 提出書類は、他の提案者に対して非公開とする。
- (5) 提出書類は、返却しない。
- (6) 提出書類の作成及び提出に要する費用は、提案者の負担とする。

## 13 提案競技に関する問合せ先

5の(3)に同じ。

## 14 Summary

- (1) Nature and quantity of services to be required : Base of standard terminal system for Shimane Prefectural Government 1 set
- (2) Deadline for submission of proposal documents : 3 : 00 p.m. 6 October 2016
- (3) For further details contact : Information Policy Division 1 Tono-machi, Matsue City, Shimane Prefecture, 690-8501, Japan  
TEL : 0852-22-6338

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により特定非営利活動法人の設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により、次のとおり縦覧に供する。

平成28年 8 月26日

島根県知事 溝 口 善兵衛

## 1 申請のあった年月日

平成28年 8 月 9 日

## 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人らとこんた

## 3 代表者の氏名

前川 昌昭

## 4 主たる事務所の所在地

島根県隠岐郡隠岐の島町

## 5 従たる事務所の所在地

なし

## 6 定款に記載された目的

この法人は、隠岐の島町における町の活性化、定住対策や高齢者、社会的弱者等への生活支援を図る活動を行い、住民が住みやすく活力あるまちづくりに寄与することを目的とする。

## 7 縦覧に供する書類

定款、役員名簿、設立趣旨書、設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の収支予算書

## 8 縦覧期間

申請書を受理した日から2月間

## 9 縦覧場所

県政情報センター（県庁第三分庁舎1階）

隠岐地区県政情報コーナー（隠岐合同庁舎3階）

平成28年度前期技能検定3級の合格者の受検番号は、次のとおりである。

平成28年 8 月26日

島根県知事 溝 口 善兵衛

## 3級技能検定

造園（造園工事作業）

A 甲0001

機械加工（普通旋盤作業）

A 甲0002

機械加工（フライス盤作業）

A 甲0005

舞台機構調整（音響機構調整作業）

A 甲0001 A 甲0002 A 甲0003

フラワー装飾（フラワー装飾作業）

A 甲0001 A 甲0002 A 甲0003 A 甲0004 A 甲0006 A 甲0009 A 甲0010 A 甲0011

A 甲0012 A 甲0013 A 甲0014 A 甲0016 A 甲0017 A 甲0018 A 甲0019 A 甲0020

A 甲0021 A 甲0022 A 甲0023 A 甲0024 A 甲0025 A 甲0026 A 甲0027 A 甲0028

A 甲0029 A 甲0030

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量の実施について島根県松江県土整備事務所長から次のとおり通知を受けたので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

平成28年 8 月26日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 作業種類  
公共測量（基準点測量）
- 2 作業期間  
平成28年 6 月15日から平成29年 2 月28日まで
- 3 作業地域  
安来市伯太町峠之内

**正** **誤**

平成28年 8 月12日付け島根県報第2,826号中に誤りがあったので、次のように訂正する。

ページ	箇所	誤	正
2	公告の表中	3257- 4	3527- 4